



令和8年5月13日

飯田市長 佐藤 健 殿

飯田市国民健康保険運営協議会
会 長 宮 内 早希子

令和8年度 飯田市国民健康保険税の賦課方法について（答申）

令和8年5月8日付け8飯保第219号で諮問のありましたこのことについては、令和8年5月8日及び13日に国民健康保険運営協議会を開催し慎重に審議した結果、下記のとおりです。

記

令和8年度飯田市国民健康保険税については、国民健康保険を取り巻く諸情勢や被保険者の負担を勘案し、諮問のとおりの方率とすることが適当と考えます。

1 基礎課税額	(按 分 率)
(1) 所得割額	100分の6.50
(2) 被保険者均等割額	19,000円/人
(3) 世帯別平等割額	21,000円/世帯
2 後期高齢者支援金等課税額	(按 分 率)
(1) 所得割額	100分の2.95
(2) 被保険者均等割額	10,600円/人
(3) 世帯別平等割額	2,900円/世帯
3 介護納付金課税額	(按 分 率)
(1) 所得割額	100分の2.60
(2) 被保険者均等割額	8,600円/人
(3) 世帯別平等割額	6,900円/世帯
4 子ども・子育て支援納付金課税額	(按 分 率)
(1) 所得割額	100分の0.30
(2) 被保険者均等割額	900円/人
(3) 18歳以上被保険者均等割額	100円/人
(4) 世帯別平等割額	1,000円/世帯

なお、審議において次の意見がありましたので、今後の国保事業の運営においてご配慮されたい。

・今後の国保事業を健全に運営するため、特定健診、特定保健指導に加え、医療費の適正化にも積極的に取り組まされたい。